

女性労働、非伝統的のこと？

－日本における女性労働の歴史を中心に－

近年、「女性は家庭に戻るべきだ」という男性社会の復活を望む人がいる（いわゆるトラッドワイフ）。その運動の中には、フェミニズムが共働きを前提とする社会をつくり、結果として女性に負担を与えたと信じる女性も存在する。しかし、フェミニズムの有無にかかわらず、女性は歴史を通して労働を担ってきた。そのため、フェミニズムは決して「女性を働かせる」原因ではないと考える。その逆に、排除の中で働いてきた女性の選択肢を広げ、公正な扱いと自由度を保障しようとする運動であると位置付ける。

本稿では、女性労働を「非伝統的」とする評価は相応しくないと論じる。第一に、『日本女性の歴史－女のはたらき』をもとに、原始から現在までの女性労働の歴史と、女性排除という二つの点を中心に歴史を概観する。第二に、その歴史から得られる考察を述べる。

第一

縄文時代（前14000年頃—前10世紀頃）

a) 女性の労働

『女のはたらき』によると、「女性は植物採集、育児、食物加工、土器制作、水汲み、衣類製作」¹を担った。「植物性食品が5～8割以上を占めていた」²とされ、「女性は主体となって原始社会の食生活を基本的に支えていた」³とも述べられている。

さらに、2023年にAndersonによる『The Myth of Man the Hunter』が出版され、女性の狩猟活動の有無についても再検討が進められている。

b) 女性の地位・女性像

育児も尊重され、縄文時代の終わりまで「女性は男性と少なくとも対等であった」⁴とされている。また、高群逸枝の議論を踏まえ、母系制が行われていた可能性についても検討されている⁵。

弥生時代（前10世紀頃—後3世紀中頃）と古墳時代（3世紀中頃—7世紀頃）

a) 女性の労働

弥生時代では、水稻農業が始まる。瀧川によれば、地域の差がありながら、全体的に女性も男性も労働が少なくなる。また瀧川によれば、例外を認めながら、「肉体的に激しい労働ではなく、その傾向はいずれの地域でもほぼ共通したものであったと推測される」⁶と述べている。しかし、瀧川自身の資料（図1）を観察すると、男性よりも女性の筋骨格ストレスマーカーが高かった場合もある。

b) 女性の地位・女性像

弥生時代には、戦争の始まりとともに、男性の優位が生み出されたとされている⁷。しかし、女性首長が各地にかなり存在していたことが知られており⁸、また『魏志』倭人伝は「邪馬台国では男女が集会に参加し、座席順や振る舞いに区別がない」⁹と記している。

弥生時代では、まだ平等の「伝統」のほうが強かったと思われる。

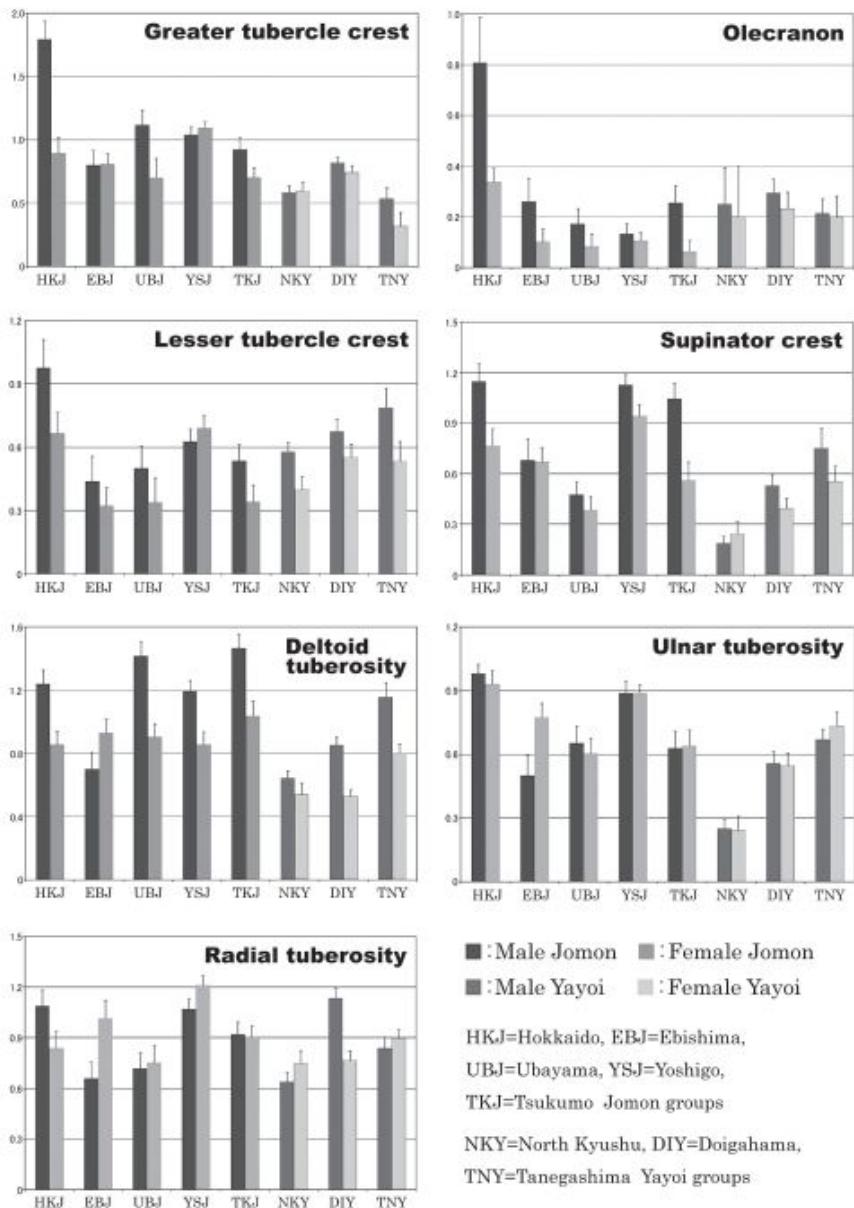


図 3-1 繩文・弥生時代集団における MSM スコアの棒グラフ（上肢骨）。エラーバーは標準誤差を示す。
Figure 3-1 Bar charts of MSM scores in the Jomon and Yayoi period groups (upper limb bones). Error bars show standard errors.

図1 繩文・弥生時代集団における MSM スコアの棒グラフ（上肢骨）。エラーバーは標準誤差を示す。（瀧川「縄文・弥生時代人における筋骨格ストレスマーカーの地域的多様性」より引用、p.20、図3-1）

飛鳥時代（592年 - 710年）と奈良時代（710年 - 794年）

a)女性の労働

海辺（うみべ）の村で「海女や塩焼きが女性の重要な仕事」とされている¹⁰。

また、九世紀初めの『日本靈異記』大力（だいりき）のいう特徴は男女を問わず、賞賛された¹¹。

b)女性の地位・女性像

七世紀末以降、中国からの法令支配体制が導入され、女性排除の制度が日本にも始まる¹²。しかしその排除化が直ぐに認められたわけではない。例えば、日本では男女ともに耕地を与えられ（女は男の三分の二）、ともに田畠を耕したという状態であった¹³。唐令では女性が排除され、こうした法と実態の矛盾は、人頭税を男子のみに課す制度や、女性戸口の増加といった現象を生むことになる¹⁴。それにもかかわらず、女性排除の体制は次第に固定化され、女性が所有・生産した土地や物資が、公的台帳上では男性名義で登録される状況が生じていった¹⁵。

中世（平安時代（794年－1603年）

a)女性の労働

田植えは早乙女（さおとめ）の仕事とされ、土器作りも女性の労働であったことが指摘されている¹⁶。とりわけ、東海地方の農村では養蚕が女性の主要な仕事であり、繊維製品は年貢（税のこと）として納められたため、家庭内労働ではなく公的性格をもつ労働であった¹⁷。

また、十五世紀末の『七十一番職人歌合』には一四二種の職人が描かれ、そのうち三四種が女性の姿で表象されている。食料品生産や農山漁業分野においても、実際には性別を超えた労働分担が行われていたと考えられる¹⁸。

b)女性の地位・女性像

鎌倉時代（12世紀末－1333年）には、「女性は罪深く、障りが深いので、すべての所から嫌われている」と『無量寿経尺』に記されている¹⁹。また、『沙石集』では「母の罪」が語られ、女性が子を産み育てる行為そのものが罪として捉えられていたこともある²⁰。このように女性像は悪化したが、一方で、女性が商人・職人の座に参加し、指導的地位に就く例もあり²¹、さらに「男女にかかわらず、賢い者こそが政治を行うべき」という価値観も戦国期に見られる²²。

近世

a)女性の労働

労働の役割は地域によって異なっていた。1807年に会津で書かれた『風俗帳』には、「この30年ほどの間に、女性たちは鍬を取り、男性と並んで田畠を耕すようになった。……そして、非常に力の強い女性は、男性以上に働くこともできる」²³（翻訳）と記されている。一方、1819年の「農間手透間男女稼方凡積書上帳」（現栃木県）では、女性201人が木綿織りによって263貫600文を稼ぎ、219人は複数の農間稼ぎで252貫文を得ている²⁴。さらに都市部では、雇われ織物や物売り、女師匠、賃洗濯など、女性が個人として生計を立てる姿も見られるようになった。²⁵

b)女性の地位・女性像

江戸時代に入ると、中国思想の再受容を背景として、女性の社会的地位はさらに低下した。その大きな要因の一つが、儒教に基づく心学の広がりである。貝原益軒の女訓書『女大学』では、親・夫・子に従うべきとする「三従の道」が女性の規範として強調され、女性は従属的な存在であるという価値観が社会に浸透した²⁶。さらにこの時期には、「天」から与えられた「性」によって人の在り方が定まるという考え方方が現れ、心学における「形による心」という発想のもとで、「女らしさ」「男らしさ」がそれぞれの性に結びつけられたの区別が、初めて体系的に構築されたといえる²⁷。興味深い点として、1710年『和俗童子訓』では子育ては父の役割とされ²⁸、1705年『万宝鄙事記』でも家事は衣服以外が男性向けであった²⁹。

近代

a)女性の労働

繊維産業では労働力の6~9割を女性が担い、19世紀後半には国民総生産の約4割、外国為替収入の約6割を生み出していた³⁰。このことから、女性労働が近代日本経済を支える基盤であったことが分かる。1872年の「富岡製糸工場縫合工女雇入心いわき得」を例として、明治政府自体が積極的に女子労働の募集の布告を出していたことが分かる³¹。男性労働者数が女性を上回るのは1930年代半ば以降であり³²、繊維工業に限らず、福岡の炭鉱女子労働者や長崎の沖仲仕³³、農業においても女性労働はあった。しかし労働条件は厳しく、実際に一八時間に及ぶこともあったそうだ³⁴。賃金は低く、一日の賃金で購入できる米は約二キロにとどまった³⁵。

b)女性の地位・女性像

欧米からハウスワイフの理念が導入され、日本では「主婦」や「良妻賢母」という理想像として定着していったが、当初は上層階級の女性を主な対象としていた³⁶。Nolte & Hastingsによれば、「良妻賢母」は主として教育の場で強調された理念で、日本では欧米的な「cult of domesticity」ではなく、「cult of productivity」³⁷が形成された。その結果、女性労働の必要性自体は否定されなかった^{38 39}。もっとも、女性たちはこの理想を無批判に受け入れていたわけではない。1887年頃、桜井女学校の寄宿生であった浅田みか子は、「良妻賢母」という言葉を口にすること自体が恥ずかしかったと回想している⁴⁰。さらに女性が自由民権運動と関わり、政治的な権利を求めた結果、ある地域では女性は選挙権を持った記録がある⁴¹。

現代

明治期以降、女性の母性が強調されるようになり、例えば三歳児神話⁴²などが広まった。性別分業型家族は高度経済成長期に大衆化し⁴³、「家庭=女性」という固定観念が強化された（図2）。しかし、これは全国的に一様ではない。1920年開始の国勢調査を見ると（図3）、女性労働者は1920年から2002年まで常に45%以上であったことが確認できる。また、ある地域では女性労働は当然のこととされ続けていた。

例えば福井県勝山では「女も働く」が当然とされたが⁴⁴、1960年頃には給料袋を親に渡し、1万円のうち千円しか受け取れない例もあった⁴⁵。『えひめの記憶』によると、1930年頃の愛媛県睦月では、行商に出る女性が多く、家族が長期間離れて暮らす状況も記録されている。

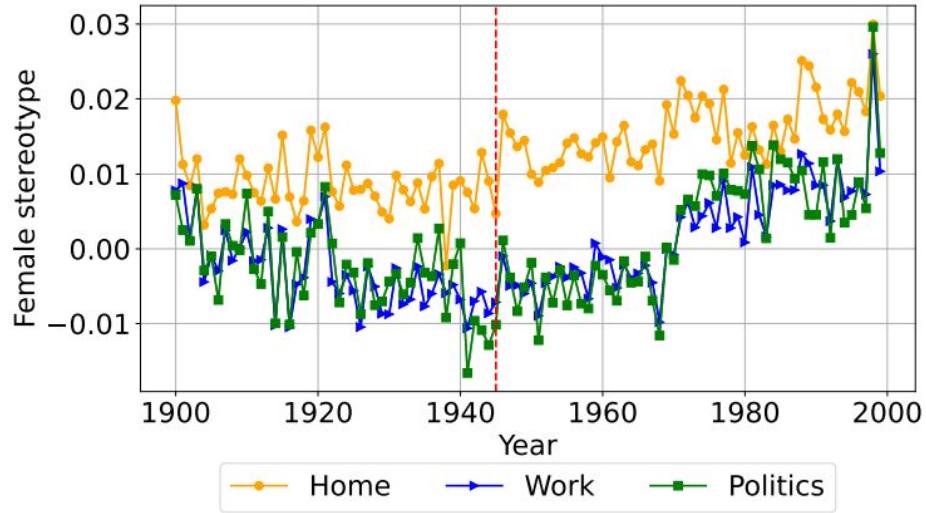


図2 世紀を通じた家庭・仕事・政治に関する女性ステレオタイプの変化
(Sakai et al., Quantifying Gender Stereotypes in Japan between 1900 and 1999 with Word Embeddings より引用、arXiv:2510.03905, <https://arxiv.org/pdf/2510.03905>)

年次	割合 (%)			
	労働力			非労働力
	総数	就業者	完全失業者	
女				
1920)	53.4	46.6
1930)	49.1	50.9
1940)②)	52.6	47.4
1950)③)	48.6	47.8	0.8	51.4
1960	50.9	50.8	0.3	49.1
1970	50.9	50.3	0.6	49.1
1975	46.1	45.3	0.8	53.9
1980	46.9	46.0	0.9	52.9
1985	47.7	46.4	1.3	52.1
1990	48.4	47.1	1.2	51.3
1995	49.1	47.3	1.9	50.5
2000	48.2	46.2	2.0	50.8
2001	49.2	46.8	2.3	50.7
2002	48.5	46.1	2.5	51.4

図3 労働力状態別人口及び割合：1920～2002年
(国立社会保障・人口問題研究所『人口統計資料集2003』第8章「08-01性、労働力状態別人口及び割合：1920～2002年」より作成)
参照：<https://www.ipss.go.jp/syoushika/tohkei/Data/Popular2003/08-01.htm>

第二

a) フェミニズムは共働きの原因ではない

歴史的に見れば、多くの場合、生活を維持するために家族全体で労働に従事することが不可欠であった。この点から、「女性を働かせる」は近代以降のフェミニズムによって生み出されたものでもないといえる。むしろ既に存在していた女性労働に対して、賃金の公正化や労働条件の改善を求め、それを前進させてきた思想であると考えられる。

以上の点から、フェミニズムは女性労働を生み出した要因ではなく、その点について女性の人生に悪化させたことがない。

b) 伝統を管理することの必要性

「伝統」は現在においても、女性差別を正当化する根拠として用いられている。例えば、「夫婦が別姓になれば伝統的な家族制度が崩れる」として別姓制度に反対する意見がある。しかし、日本では1876年の民法で夫婦別氏が定められており、夫婦同氏が制度化されたのは1898年である。にもかかわらず、後から成立した同氏制度が「伝統」とされるのはなぜだろうか。これは主に女性に不利に働く制度であり、伝統の名による差別の一例といえる。

また、伝統が不利に働くのは女性にのみ当てはまる場合がある。現在も各地で「伝統」を理由に女人禁制が続いている。一方で、現在、Japan National Tourism Organization (JNTO) は大峰山を男性のみのトレッキング体験として紹介しているが。しかし、入山は決して容易なものではなく、1011年には鼻血と出逢ったため参詣を断念した男性の例も記録されている。

そういう悪用を避けるため、伝統の名乗ることを管理すべきだと考える。

次の三つの条件を満たす必要があると提案する。

第一に、日本社会全体において広く共有されていたこと（合意の条件）。

第二に、断絶のない長期的な継承が確認できること（連続性の条件）。

第三に、理念や規範として語られてきただけでなく、実際に社会の中で行われていたこと（事実の条件）である。

仮に「女性は労働なし家庭にいる」という観念を日本の伝統と呼ぶためには、①女性自身も含め社会全体がそれを積極的に受け入れてきたこと、②大きな制度的・社会的断絶を伴わずに継承されてきたこと、③女性が実際に指導的地位に就く事例が極めて限られたという事実が確認されなければならない。

本稿では、せめて2と3の条件が満たされていないことを明らかにしたと考える。

合意の条件の点については。

ここで問われるべきなのは、誰にとっての「伝統」なのか、という点である。

そのため、「伝統」と「非伝統的」という区分は、人々の利害関係によって定義されてきたと考えられる。女性の自由を制限したい人に、伝統の定義を委ねるべきではない。女性も、女性による、女性のため、女性の伝統を主張する必要があると考える。

c) 解決方法—「見えるカリキュラム」

近年、教育の場で密かに伝達される「社会に支配的な文化や価値」のイデオロギー、いわゆる隠れたカリキュラム（hidden curriculum）の問題は広く認識されている。例えば、生徒会の役割ではリーダーは男子、補助は女子とされること、理科の実験では率先して行うのは男子で、女子は記録係になること、また保育者や教師が発する「男の子は泣かない」「女の子たち、静かに」といった発言など、ステレオタイプや性役割分担がしばしば見られる⁴⁶。

では、「見えるカリキュラム」はどうだろうか。日本の歴史教科書についての研究は十分とは言えないが、登場人物は圧倒的に男性が多いと推測される。実際、Ruthsdotterによれば、『A History of the United States』（D.J. Boorstin, B.M. Kelley & R.F. Boorstin）および『World History: Traditions and New Directions』という、アメリカで広く使用されている二つの教科書のいずれにおいても、女性の割合は3%以下であるとされている。

歴史教科書の50/50化は、安定したジェンダー平等を達成するために必要である。

結論

以上から、現代日本で「主婦」が伝統的で「女性労働」が非伝統的と見なされているのは、歴史的事実というより、近代以降に形成された社会的イメージの結果であることが分かる。現代の中でも、国勢調査が示すように、女性は一貫して労働に参加しており、地域によっては働くことが当然とされてきた。高度経済成長期に広まった性別分業型家族像が「伝統」と誤認され、女性差別の正当化になっている場合もある。歴史を丁寧に見直すことは、女性労働を再び「例外」ではなく「普通の営み」として捉え直す必要があると考える。

参考文献

書籍・編著

脇田晴子・林玲子・永原和子編(1987)『日本女性史』吉川弘文館.

総合女性史研究会(1993)『日本女性の歴史－女のはたらき』KADOKAWA.

総合女性史研究会(1993)『日本女性の歴史：文化と思想』角川書店.

中村政則（編）(1985)『技術革新と女子労働』東京大学出版会.

布川清司(1997)『日本女性と教育－近代日本女性倫理思想史（1）』神戸大学発達科学部研究紀要第5巻第1号, 217–230頁. <https://doi.org/10.24546/81000279>

脇川清司(1997)「日本女性と教育－近代日本女性倫理思想史（1）」神戸大学発達科学部研究紀要, 第5巻第1号, 217–230頁. <https://doi.org/10.24546/81000279>

Kazumi Ishii & Nerida Jarkey (2002) “The Housewife Is Born: The Establishment of the Notion and Identity of the Shufu in Modern Japan.” *Japanese Studies*, 22(1), 35–47. DOI: 10.1080/103713902201436732

林えいだい (2018) 『写真記録』関門港の女沖仲仕たち：近代北九州の一風景. 新評論. ISBN 978-4-7948-1086-1. <https://ndlsearch.ndl.go.jp/books/R100000002-I028872360>

天童睦子 (2023) 『ゼロからはじめる女性学——ジェンダーで読むライフワーク論』世界思想社.

学術論文・ジャーナル記事

Robertson, Jennifer (1991) "The Shingaku Woman: Straight from the Heart." In *Recreating Japanese Women, 1600-1945*, edited by Gail Lee Bernstein, 88–111. Berkeley: University of California Press. <http://faculty.humanities.uci.edu/sbklein/articles/gender/Robertson-ShingakuWoman.pdf>

Walthall, Anne (1991) "The Life Cycle of Farm Women in Tokugawa." In *Recreating Japanese Women, 1600-1945*, edited by Gail Lee Bernstein, 42–82. Berkeley: University of California Press.

Sharon H. Nolte & Sally Ann Hastings (1991) "The Meiji State's Policy Toward Women, 1890–1910." In *Recreating Japanese Women, 1600-1945*, edited by Gail Lee Bernstein, 88–111. Berkeley: University of California Press.

沢山美果子 (2018) 「いのち」とジェンダーの視点からみた女・男・子ども 一近世から近代へ. 家族関係学, 37巻, 5–13頁. https://doi.org/10.24673/jjfr.37.0_5

木本喜美子 (2021) ふたつの継続的就労女性像と働く意味——織物産地の経験をもとに——. 家族社会学研究, 33巻2号, 212–222頁. <https://doi.org/10.4234/jjoffamiliysociology.33.212>

瀧川渉 (2015) 『縄文・弥生時代人における筋骨格ストレスマーカーの地域的多様性』. *Anthropological Science (Japanese Series)*, 123(1), 15–29. <https://doi.org/10.1537/asj.140723>

Anderson, A., Chilczuk, S., Nelson, K., Ruther, R., Wall-Scheffler, C. (2023) "The Myth of Man the Hunter: Women's contribution to the hunt across ethnographic contexts." *PLoS One*, 18(6): e0287101. doi: 10.1371/journal.pone.0287101. Erratum in: *PLoS One*, 2024, 19(8): e0309543.

Sakai et al. (2025) Quantifying Gender Stereotypes in Japan between 1900 and 1999 with Word Embeddings. *arXiv*. <https://arxiv.org/pdf/2510.03905>

Chiponda, Annie & Wassermann, Johan (2010) "Women in history textbooks: what message does this send to the youth?" *Yesterday and Today*, 13–25.

データ・オンライン資料

国立社会保障・人口問題研究所 (2003) 『人口統計資料集 2003』第8章「08-01 性、労働力状態別人口及び割合：1920～2002年」. <https://www.ipss.go.jp/syoushika/tohkei/Data/Popular2003/08-01.htm>

i-Manabi.jp (2026年1月15日閲覧) 『えひめの記憶』.

<https://www.i-manabi.jp/system/regionals/regionals/ecode:1/1/view/172>

毎日新聞(2025年3月7日)夫婦別姓は「伝統的な家族」を崩壊させる。

<https://mainichi.jp/articles/20250307/k00/00m/040/375000c>

東大和市(2019)『[資料タイトル不明]』。

https://www.city.higashiyamato.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_001/005/585/20190606-141419.pdf

Japan National Tourism Organization(2026年1月15日閲覧)『Mt. Omine』。

<https://www.japan.travel/en/spot/993/>

- 1 総合女性史研究会、『日本女性の歴史一女のはたらき』 p.16
- 2 総合女性史研究会、『日本女性の歴史一女のはたらき』 p.17
- 3 総合女性史研究会、『日本女性の歴史一女のはたらき』 p.17
- 4 総合女性史研究会、『日本女性の歴史一女のはたらき』 p.26
- 5 総合女性史研究会、『日本女性の歴史一女のはたらき』 p.22
- 6 瀧川渉『縄文・弥生時代人における筋骨格ストレスマーカーの地域的多様性』 p27
- 7 総合女性史研究会、『日本女性の歴史一女のはたらき』 p.27
- 8 総合女性史研究会、『日本女性の歴史一女のはたらき』 p.28
- 9 総合女性史研究会 (2010)『時代を生きた女たち一新・日本女性通史』 p.9
- 10 総合女性史研究会、『日本女性の歴史一女のはたらき』 p38
- 11 総合女性史研究会 (1993)『日本女性の歴史：文化と思想』 角川書店 p 3 0
- 12 総合女性史研究会、『日本女性の歴史一女のはたらき』 p49
- 13 脇田晴子・林玲子・永原和子編『日本女性史』吉川弘文館。p.26

- 14 脇田晴子・林玲子・永原和子編『日本女性史』吉川弘文館 p.26
- 15 総合女性史研究会、『日本女性の歴史一女のはたらき』 p.50
- 16 総合女性史研究会、『日本女性の歴史一女のはたらき』 p.81-82
- 17 総合女性史研究会、『日本女性の歴史一女のはたらき』 p.81-82
- 18 総合女性史研究会 (2010)『時代を生きた女たち一新・日本女性通史』 p.148
- 19 総合女性史研究会、『日本女性の歴史一女のはたらき』 p.67
- 20 総合女性史研究会、『日本女性の歴史一女のはたらき』 p.81
- 21 総合女性史研究会、『日本女性の歴史一女のはたらき』 p.64
- 22 総合女性史研究会、『日本女性の歴史一女のはたらき』 p.64
- 23 Walthall, Anne. 1991. "The Life Cycle of Farm Women in Tokugawa." ,p57
- 24 総合女性史研究会、『日本女性の歴史一女のはたらき』 P135,136
- 25 総合女性史研究会、『日本女性の歴史一女のはたらき』 p120
- 26 総合女性史研究会 (1993)『日本女性の歴史：文化と思想』 p.140
- 27 Robertson, Jennifer. 1991. "The Shingaku Woman: Straight from the Heart." p.90
- 28 Robertson, Jennifer. 1991. "The Shingaku Woman: Straight from the Heart." p95
- 29 総合女性史研究会 (2010)『時代を生きた女たち一新・日本女性通史』 p.190
- 30 Sharon H. Nolte and Sally Ann Hastings "The Meiji State's Policy Toward Women, 1890-1910"p153
- 31 中村政則（編）『技術革新と女子労働』東京大学出版会、1985年。p.38

- 32 総合女性史研究会、『日本女性の歴史一女のはたらき』 p172
- 33 林えいだい『写真記録』関門港の女沖仲仕たち：近代北九州の一風景
- 34 中村政則（編）『技術革新と女子労働』東京大学出版会、1985年。p.60
- 35 中村政則（編）『技術革新と女子労働』東京大学出版会、1985年。p.62
- 36 Kazumi Ishii & Nerida Jarkey "The Housewife Is Born: The Establishment of the Notion and Identity of the Shufu in Modern Japan" p40
- 37 Sharon H. Nolte and Sally Ann Hastings "The Meiji State's Policy Toward Women, 1890-1910", p54
- 38 Sharon H. Nolte and Sally Ann Hastings "The Meiji State's Policy Toward Women, 1890-1910"
- 39 Kazumi Ishii & Nerida Jarkey "The Housewife Is Born: The Establishment of the Notion and Identity of the Shufu in Modern Japan", p42
- 40 布川清司、『日本女性と教育—近代日本女性倫理思想史（1）』、p 220
- 41 総合女性史研究会 (2010)『時代を生きた女たち一新・日本女性通史』 p 6 0
- 42 沢山美果子、「いのち」とジェンダーの視点からみた女・男・子ども 一近世から近代へ、家族関係学, p12
- 43 沢山美果子、「いのち」とジェンダーの視点からみた女・男・子ども 一近世から近代へ、家族関係学, p12

- 44 木本 喜美子, ふたつの継続的就労女性像と働く意味——織物産地の経験をもとに——, p215
- 45 木本 喜美子, ふたつの継続的就労女性像と働く意味——織物産地の経験をもとに——, p216
- 46 天童睦子『ゼロからはじめる女性学——ジェンダーで読むライフワーク論』世界思想社、2023年。、第6章